

習志野市
障がい者自立支援協議会

提言書

平成 26 年 3 月 27 日
習志野市障がい者自立支援協議会

目次

はじめに	2
第1章 障がい者を取り巻く社会環境と現状	3
第1節 障がい者を取り巻く環境	3
1 障がい者に関する法改正	3
2 障がい児への教育支援	4
3 障がい者の雇用	4
第2節 本市の障がい者の実態	5
1 障がい者手帳所持者の状況	5
2 自立支援医療の受給状況	5
3 障がい者支援に関する計画	6
第3節 本市の障がい者を取り巻く現状と課題	6
1 相談支援成人部会の検討結果	6
2 相談支援児童部会の検討結果	8
3 就労支援部会の検討結果	9
第2章 習志野市障がい者自立支援協議会からの提言	11
【提言1】	12
【提言2】	18
【提言3】	20
【提言4】	22
おわりに	25
資料編	26
資料①：活動のまとめ	27
資料②：障がい者の就労に関するアンケート	47
資料③：障がい者の就労に関するアンケート集計結果	51
資料④：習志野市障がい者自立支援協議会委員名簿	55
資料⑤：習志野市障がい者自立支援協議会設置要綱	58
資料⑥：習志野市障がい者自立支援協議会専門部会及び運営会議設置運営要領	60

はじめに

習志野市障がい者自立支援協議会は、平成 18 年の「障害者自立支援法」の施行に伴い、市内における障がい者等への支援体制に関する情報の共有化や、関係機関等の連携の緊密化、地域の実情に応じた支援体制の整備を図るための協議を行うことを目的とし、平成 20 年に設置されました。

発足当初、各機関の役割を知ることから始まり、23 年度には日頃の活動の中で感じている地域の課題について、問題解決を検討する専門部会として「相談支援成人部会」「相談支援児童部会」「就労支援部会」を設置しました。また、協議に留まらず、より多くの市民に、障がいや障がいのある人について理解して頂きたいと考え、福祉サービス事業所や相談窓口を掲載した「障害福祉サービスガイドマップ 子育て・発達に関する相談マップ」の作成や障がい者啓発講座への協力、福祉ふれあいまつりや公民館等での啓発活動や、市内の事業所活動の紹介などに取り組んでまいりました。

協議会の委員は、障がい者の家族と、障がい福祉に関する関係機関、関係団体、福祉、医療、教育、雇用等に関連する職務に従事する 30 名で構成されており、本来業務の傍ら、協議会の中でも役員や部会委員、ワーキングチーム等を兼務しながら、この 3 年間で 155 回（参加延べ人数 1,330 名）もの会議等における議論を重ねてまいりました。

この度の提言書は今期(23 年度～25 年度)協議会の 3 年間の集大成のひとつとして、日頃の活動の中で感じている地域の課題についての提言となります。

障がいのある人にとって、習志野市が住みやすいまちになることを願い、以下に提言として取りまとめました。

平成 26 年 3 月

習志野市障がい者自立支援協議会
会長 八 田 福 子

第1章 障がい者を取り巻く社会環境と現状

第1節 障がい者を取り巻く環境

1. 障がい者に関する法改正

障がい者に関する法制度の大きな変化は、平成 15 年の身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法における支援費制度から始まりました。それまでの措置制度から、障がいのある人が利用したい事業所を自ら選択し、本人と施設が契約する利用契約制度へと変わりましたが、サービス利用が大幅に伸びたことにより財源不足に陥り、わずか 3 年で制度が破たんしました。

そして、平成 18 年には障害者自立支援法が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいの 3 障がいを一元化し、平成 25 年には障害者総合支援法に変わり、現在は難病患者も障害福祉サービスを利用できる対象となりました。

平成 23 年 8 月の「障害者基本法の一部を改正する法律」においては、全ての国民が障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすものとされました。また「障がい者」とは、これまでの障がい者手帳の所持という狭義の障がいに留まらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能に障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと、広く定義されました。

さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「虐待防止法」という）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という）」、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」や平成 25 年には改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消を推進する法律」が制定され平成 26 年 1 月 20 日「障害者の権利に関する条約」の批准書を寄託し、条約の締結に至りました。

このように、障がい者を取り巻く社会環境は、近年大きく変化しています。

<近年の障がい者関連の法令>

発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号）

改正教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79

号)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 21 号）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

2. 障がい児への教育支援

障がい者の教育分野では、平成 24 年 7 月に文部科学省から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の通知により、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の共生社会の形成に向けて、障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であるとされました。

さらに、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともにできるだけ同じ場で学ぶことと、個別の幼児・児童・生徒への教育的ニーズに対しては小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要であるとされています。

3. 障がい者の雇用

障がい者の雇用に関しては、事業者に対して、雇用する労働者に占める身体障がい者及び知的障がい者の雇用の割合が、一定率（法定雇用率）以上となるよう、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により義務付けられています。

平成 24 年の障がい者の雇用数は、過去最高となりましたが、平成 25 年 4 月 1 日に雇用率が引き上げられたため、法定雇用率を達成した企業の割合は 46.8%と 5 割を下回る状況です。

さらに、平成 30 年 4 月からは精神障がい者の雇用について義務付けられます。

<事業主別法定雇用率と雇用状況>

(単位：%)

	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 4 月 1 日以降
民間企業	1.8	2.0
国・地方公共団体	2.1	2.3
都道府県等の教育委員会	2.0	2.2

第2節 本市の障がい者の実態

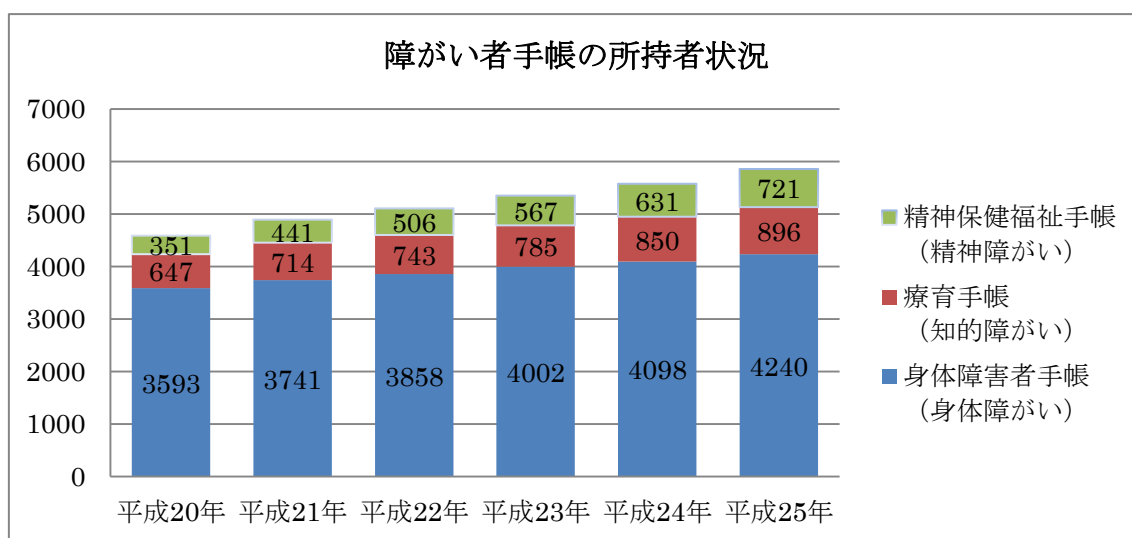
1. 障がい者手帳所持者の状況

身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳所持者は年々増加の傾向にあります。

身体障害者手帳の所持者は、全体の約7割を占めており、人口の高齢化に伴って65才以上の高齢者の増加が顕著となっています。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、他の手帳所持者に比べると少ない状況ですが、一方で平成20年から25年の5年間で2倍以上に増加しています。

また、平成16年12月発達障害者支援法が公布され、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害など発達障がいの心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障がいの早期発見と支援について定められました。

本市では、平成24年4月に「ひまわり発達相談センター」を開設し、心身の成長や発達に不安のある子どもと、その保護者等の相談に対応し、必要に応じて適切な指導やご家族に対する支援を行うなど、発達支援に関する相談の中核を担っています。



2. 自立支援医療の受給状況

自立支援医療制度は、心身の障がいの軽減又は除去に必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減するための制度で、「育成医療」「更生医療」「精神通院医療」の3種類があります。

「育成医療」は、身体に障がいがある又は放置すると将来障がいが残ると認められる18歳未満の児童を対象とした制度です。

「更生医療」は、18歳以上の身体障害者手帳所持者で千葉県障害者相談センターの判定により、医療が必要と認められた人に対する制度です。

「精神通院医療」は、一定の精神疾病により精神科等に通院する人を対象とした制度です。

育成医療は減少傾向ですが、更生医療と精神通院医療はいずれも高い伸びとなっています。

＜自立支援医療の受給状況＞

(単位:人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
育成医療	-	-	-	55	51	25
更生医療	451	498	580	835	878	906
精神通院医療	1,234	1,343	1,436	1,555	1,588	1,716

3. 障がい者支援に関する計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、平成 24 年度から 29 年度までの 6 年間の計画期間とした、第 3 期習志野市障がい者基本計画を定め、「共生社会」をめざすための取り組みが実施されています。また、障害者総合支援法第 87 条に基づく、第 3 期習志野市障がい福祉計画において、国が示す基本方針に即し、平成 24 年度からの障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業に関する数値目標と、提供体制の推進方法を定めています。

これらの計画策定にあたっては、習志野市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という）も計画案の段階から意見を提出しています。

第 3 節 本市の障がい者を取り巻く現状と課題

協議会は、障がい者を取り巻く地域の課題について深く協議し、問題解決にむけた検討を行う専門部会として「相談支援成人部会」、「相談支援児童部会」、「就労支援部会」を設置し検討を重ねました。

1. 相談支援成人部会の検討結果

平成 22 年 12 月の障害者自立支援法の改正によって、障害福祉サービスの利用者に対して、サービス等利用計画の作成と障がい児の相談支援及び、施設や病院からの地域移行と地域定着のための地域相談支援が新たに追加され、地域生活支援事業では、基幹相談支援センターが設置できることとなりました。

障がい者支援の基本となる相談支援体制について、これまでの協議から以下の課題が明らかになりました。

(1) 障がい者の相談支援体制の課題

①第 3 期障がい福祉計画では計画相談総数 804 人（児童含む）、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）各 12 名、相談支援事業 4 箇所、市町村相談支援機能強化事業 4 箇所、住宅入居等支援事業 1 箇所を目標にしていますが、計画相談総数の目標を達成することが難しい状況です。市内における規模の大きい障害福祉サービス事業所においても、実施にあたっては、計画相談の費用対価が事業として成り立た

ないこと、また相談支援専門員資格規定には、5年以上の経験年数と中堅以上のスキルが必要なため、障害福祉サービス事業と計画相談支援事業の人員配分が困難なことなどから実施に至っていません。

- ②計画相談事業所が増えていないため、市が委託している2か所の相談支援事業所に相当数の計画相談の作成依頼が流れています。委託の相談支援業務においては、障害福祉サービスに繋がらず、計画作成に至らない事例こそ支援が難しいことが多く、むしろ継続的な相談支援が求められます。
- ③計画相談支援事業所は相談支援専門員の資質の向上や、社会資源をマネジメントするネットワークの構築など、質の担保と資質の底上げを図るシステムが必要です。
- ④基幹相談支援センターの設置にむけては、まず地域で受け皿となる相談支援事業所を増やす工夫が必要です。
- ⑤地域移行支援・地域定着支援の指定一般相談支援事業所がなく、精神科病院や入所施設から地域での一人暮らしを希望する人への支援機関がありません。

*相談支援専門員：障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービスの支給決定に必要なサービス等利用計画案の作成を行い、サービス担当者会議を実施のうえサービス等利用計画を作成し、モニタリングで定期的にサービス利用状況などの把握をする障がい者等の伴走者です。

(2) 社会資源の開発・改善が必要

- ①障がい者の支援には、あらゆる社会資源を活用し、マネジメントを行うことが求められますが、市内に事業所がない福祉サービスや事業所が満員で福祉サービスが利用できないことがあります。
- ②計画相談を作成する相談支援専門員がマネジメントを行う際、地域のインフォーマルな社会資源については情報収集が難しいという現状がありますので、協議会が様々な場面で多方面の方々と連携し、発信していく必要があります。

(3) 権利擁護に関する課題

- ①障害者虐待防止法により平成24年10月、習志野市障がい者虐待防止センターが開設されました。しかし、センターへの通報は、平成24年度3件と少ない状況です。市民に対する周知が一層必要であると考えます。
- ②成年後見制度は、徐々に親族後見人や第3者後見人が選任されておりますが、制度利用が必要なすべての人が利用できている状況にはありません。習志野市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を実施しておりますが、法人後見人の実施に向けては体制整備等が必要で、現状での取り組みは難しい状況にあります。

2. 相談支援児童部会の検討結果

発達に課題のある児童への支援は、乳幼児から 18 歳に至るまでに保育所や幼稚園、学校との関わりが不可欠です。発達に課題のある児童の保護者は、児童の成長発達に伴いさまざまな機関に相談し支援を求め、支援者もまた保護者に寄り添い望ましい環境を提供できるよう支援しています。

発達に課題のある児童の支援を行う上で、これまでの協議から以下の課題が明らかとなりました。

(1) 福祉と教育の連携に関する課題

- ①発達に課題のある児童の中には、障がいがあるとは分かりにくく、保護者も気づかない場合もあります。小学校に入学してから問題が明らかになることや、小学校期は問題なく過ごせても中学校期で不適応を起し、不登校となることもあります。不登校は小学校よりも中学校に多く、早期の介入や対応が必要です。
- ②特別支援学校や特別支援学級の担任にとって、福祉サービス事業所との連携は重要ですが、福祉サービスに関する情報が不足しています。児童への支援は、教育機関や福祉機関など、多くの関係者が関わり支援をしていますが、教育と福祉のつながりを作る難しさがあり、スムーズな連携を図るためのシステムづくりが必要です。
- ③特別支援学校や特別支援学級の生徒への言語指導については、通級学級では指導を受けることは出来ず、学齢期では、ひまわり発達相談センターをはじめ指導を受ける機関が少ないなどの現状があります。

(2) 社会資源の開発・改善が必要

- ①発達に課題のある児童の保護者には、精神的・身体的な負担があります。このような保護者の負担を軽減するために、日中一時支援事業や短期入所施設等が必要です。しかし、市内には短期入所施設がなく、緊急時は他市の施設を利用することとなり、慣れない施設で過ごすことや送迎に時間がかかるなど、本人への負担が大きな課題です。
- ②地域の子どもとして本来なら活用できる施設やサービス（ファミリーサポート事業や放課後児童会）を提供する側が、発達に課題のある児童を想定していないため、利用しにくいケースなどもあります。福祉サービスの利用にあたり、自己負担が生じる家庭は多く、福祉サービスと他の制度を併用することは、経済的負担が大きく利用の足かせとなっています。
- ③相談支援専門員にとっては、地域資源や供給量の把握が欠かせませんが、福祉サービス事業所の日々利用者数は定員を満たしており、児童対象の社会資源も少ないため、種々の事業の選択肢が限られていることが課題です。特に西部地区（谷津・秋津・香澄）には資源が少ない状況です。
- ④障がい者手帳を所持していない子どもについては、保護者もその障がい理解しにくく育てにくいことから、支援が遅れ虐待（育児放棄等）につながるリスクを持って

います。また専門的な療育までは必要なくとも、心身ともに安心できる居場所として使えるスペースが求められています。(例：多目的スペース、自習室、フリースペース)

(3) マネジメント担当部署が不明確

発達に課題のある児童は、障がい特性や学校生活、家庭問題など様々な問題が複雑に絡み合っており、相談内容も複雑な場合が少なくありません。教育や福祉など関係する各部署における支援体制や、取り組みは整備されていますが、法律や組織等の違いにより、問題解決にむけ主体となってマネジメントを行う担当部署を、明確にすることが必要です。

3. 就労支援部会の検討結果

平成 18 年の障害者自立支援法から障がい者の就労支援に重点が置かれ、さらに障害者優先調達推進法により、障害者就労施設等への物品・役務等の発注促進へ向けた法整備が進んでいます。

しかし一方で、障がい者の雇用の指標となる、本市の障がい者がどこほどの程度就職しているのか、離職しているのか(就職先、就職者数、離職者数、離職理由)という実態については、障がい福祉課においても十分に把握しきれていない状況です。

そこで平成 23 年度、習志野市における障がい者の雇用実態把握を目的として、主に市内の企業を対象とした「障がい者の就労に関するアンケート」を実施しました。

(資料②障がい者の就労に関するアンケート及び、資料③障がい者の就労に関するアンケート集計結果)

(1) 障がい者の雇用に対する支援制度について周知不足

アンケートの結果から、障害者雇用率、障害者雇用納付金制度について、知っている(約 4 割)、トライアル雇用や特定求職者雇用開発助成金について、知っている(約 3 割)、ジョブコーチを知っている(約 2 割)など、障がい者雇用を進めるための事業主の支援制度や、施策の情報が十分に浸透していない現状が明らかになりました。

その背景に目を向けると、本市の中でも、茜浜・芝園の工業地帯や幕張新都心、東習志野、屋敷、実籾等における大規模で従業員が多い事業所では、法定雇用率を達成している事業所が多くある一方で、アンケート回収率の低さに象徴されるように、市内企業の大半を占める中小企業においては、障がい者雇用についての関心は、高くはない現状が見えてきます。全国で最初に指定を受けたセンターの一つである(平成 10 年 11 月、現在の制度の前身となった「あっせん型雇用支援センター」として)「あかね園」で実施する「障害者就業・生活支援センター」事業についてもほとんど認知されていません。

また、就労希望者や家族、支援者の立場からすると、通勤可能な近隣市に就労先

を求めることが可能で、あえて市内の事業所に絞って就労先を探し、開拓する必然性に乏しかったということも考えられます。

(2) 障がい者の職場実習、助成制度の未整備

障がい者の就労は一般就労に限定されるものではなく、障がいの程度・特性に応じた働く場が求められています。福祉的就労の場ではなく「一般の会社で働きたい」という意向を持った、障がい者や家族のニーズに地域社会が応え、障がい者の「経済的自立」「社会的自立」を進める意味でも、一般就労の推進は必要なことです。

そのためには、障がい者一人ひとりにあった就労先・実習先の開拓や、事業主が安心して障がい者雇用に取り組めるよう、助成制度や事業主支援の仕組みが欠かせません。しかし、近隣他市と比べても、これらについての市独自の取り組みが不十分と考えます。

(3) 市内の障害者就労支援事業所は、現在 5 事業所ありますが、事業所数や事業内容に関するバリエーションの少なさは、障がい者とその家族にとって「住み慣れた地域で働き・暮らしていくための選択肢」の少なさとなり、本来は習志野市で暮らし・働きたいのに、やむをえず他市へと流れていく方々を生み出す事へ繋がっています。

(4) 障害者優先調達法が施行され、本市も調達方針を策定しました。現在、事業所は「市が求める業務が分からない」、市は「施設に発注できる業務の種類や量、事業所が分からない」という状況にあり、両者の情報共有やニーズのすり合わせを行い、優先調達を促進するための方策が必要です。

(5) 優先調達の推進に加えて、すでに通年実施している障がい者職場実習を、さらに前進させるなど、市として障がい者の就労機会の拡大のために積極的に取り組んでいる施設を前面に打ち出し、広報等を通じて市内外に向けて広くアピールしていくことが、市内の事業所にとっても刺激となり、障がい者雇用に対する関心を高め、積極的な取り組みを進めていこうという動機づけになると思われます。

第2章 習志野市障がい者自立支援協議会からの提言

これまでの協議の結果以下の4点について提言いたします。

【提言 1】

習志野市における障がい者相談支援体制には、身近な地域で相談支援が受けられるよう、地域包括支援センター設置地域 5 箇所（5 箇所）に民間委託による障がい者相談支援事業所を設置し、きめ細かな基本相談及び計画相談を実施することが必要と考えます。

また、基幹相談支援センターは、障がいに特化したより専門性の高い相談機能が必要です。専門性の高い職員配置とし、相談支援事業所のスーパーバイズ・困難事例への対応・人材育成・地域相談（地域移行支援・地域定着支援）・住宅入居等支援・虐待防止・権利擁護の事業を行うことで、協議会との連携による活動をする事業所と位置付けます。

以上のことを習志野市障がい福祉計画に位置づけ、整備してください。

<提言の背景>

- ・ 障害者手所持帳所持者数及び自立支援医療受給者数
- ・ 障害福祉サービス支給決定数
- ・ サービス等計画書作成数 以上 表 1 参照
- ・ 指定特定相談支援事業所 5 箇所
（主たる対象者 身体 1 箇所・知的 2 箇所・精神 3 箇所・障がい児 4 箇所）
- ・ 障害児相談支援事業所 4 箇所 相談支援専門員 7 人
（指定特定・障害児相談支援の 2 事業を指定：4 箇所、指定特定のみ指定：1 箇所）
- ・ 指定一般相談支援事業所 0 箇所

平成 24 年 10 月より 2 箇所の委託相談支援事業所が設置され、専門職が配置されたことで身近な相談事業所として基本相談がしやすくなり、潜在しているニーズの発見、より柔軟で、きめ細かな対応ができるようになりました。

計画相談支援総数について、平成 27 年 3 月までに支給決定者の総数約 804 人を見込んでいましたが、新規のサービス利用者が見込み以上に増加しているため、指定特定相談支援事業者の増加が必要な状況です。

身近なところに相談窓口があることは、潜在しているニーズの掘り起こし、声なき声への対応が可能になり、障がい者の権利擁護につながります。また、専門職を配置することで、様々な相談に総合的に対応ができるワンストップ機能となり、アセスメントにより適切な支援機関につなげることができます。障害福祉サービスの利用に関わらず、一人ひとりに適切なケアマネジメントが提供できる体制にするには、最低市内 5 箇所の障がい者の委託相談支援事業所が必要です。

また、障がい者の相談では当事者だけでなく、家族の高齢化など問題を抱えていることが多く、地域包括支援センターとの連携が増えています。

＜委託相談支援事業所の相談件数など 表 2・3＞

平成 24 年 4 月から障害福祉サービスの支給決定には、サービス等利用計画案が必要になりました。平成 26 年度末までに、サービス利用者全員に計画相談が必要になります。

この制度は、相談支援専門員が寄添い一人ひとりに適切なケアマネジメントを提供するものです。しかし、現状では事業者及び相談支援専門員が不足しています。

表 1 の計画相談実施数の殆どを、委託の相談支援事業者が担っているのが現状です。これは、給付事業だけでは事業所が成り立たない単価設定と、国が示している相談支援専門員が対応できる人数が現状と合っていないと考えます。介護保険における介護支援専門員 1 人が担当できるケース数の上限は 35 人です。しかし、障がいを専門とする相談支援専門員 1 人が対応できるケース数は、30 人が限界と考えられます。＜介護保険と障害者総合支援法の 30 ケースの場合の給付額試算の対比 表 4＞

また、障がい者自らが障害福祉サービスの計画を立てる、セルフプランの対象数を約 2 割と想定し、サービス支給決定者の約 8 割に、計画相談支援が必要であると仮定すると、市内に 22 人の相談支援専門員が必要な試算となり、人材育成と計画相談支援事業所が成り立つ仕組みが必要です。

表 1 のように、計画相談利用者数のうちセルフプラン作成で支給決定をされている人が、221 人（成人 197 人・児童 24 人）おります。この中には、指定特定相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼しても、作成人数の限界により事業所が対応できず、作成を断られている実態があります。またセルフプランの方の中には、専門的な視点で相談支援専門員がアセスメントを行い、サービス等利用計画を作成することが望ましい人もいます。

現状に対応するためには、サービス等利用計画が作成できる委託相談支援事業所を、身近な市内 5 か所に配置し（複数事業所があることで選択可能）家族全体を支えながら、一人ひとりに寄りそう、きめ細かで柔軟な対応ができる体制が必要です。

相談支援体制における基幹相談支援センターの位置づけは、相談支援事業所のスーパーバイズや困難事例への対応、人材育成は必要不可欠です。専門性の高い人材と長期間の配置を行い障がいに特化した、専門性の高い相談機能が必要です。

また、地域相談支援や住宅入居等支援、ピアサポートの育成、虐待防止、権利擁護など 1 事業所では担いきれない事業とし、協議会と連携し活動をする事業所と位置付けます。運営の手法は、市直営（専門職の市職員による運営又は、市職員と民間からの専門職員の人材派遣による運営）、協議会が NPO 法人を立ち上げ運営する（市川方式）、

民間委託等が考えられます。

表1

手帳保持者数(平成25年3月末現在)

		人口比
身体障害者手帳	4,240人	(約2.6%)
療育手帳(知的障がい者)	896人	(約0.5%)
精神障害者保健福祉手帳	721人	(約0.4%)
(自立支援医療(精神通院)受給者 1,716人)		
合計	5,857人	(約3.5%)

計画相談支援の実績(平成25年12月末現在)

障害者総合支援法分			
障害福祉サービス等 受給者数	計画相談支援利用数	セルフプラン数	計画相談支援達成率(%)
664	224	197	33.73%
児童福祉法分			
障害児通所支援 受給者数	計画相談支援利用数	セルフプラン数	計画相談支援達成率(%)
151	110	24	72.84%
合計			
支給決定総数	計画相談支援利用数	セルフプラン数	計画相談支援達成率(%)
815	334	221	40.98%

表2

障がい者相談支援事業実績(平成25年10月～12月)

習志野冷光苑

(常勤2 非常勤3)

対応方法別	新規相談経路	対応方法		年齢	性別	障害種別										支援内容(複数可)										計画相談																
		電話	個別訪問			身体障害が重い	重度心的障害が重い	知的障害が重い	発達障害が重い	高次脳機能障害が重い	その他	福祉サービス利用	障害や病状の理解	健康・医療	不安解消・情緒安定	保健・教育・介護	家族関係・人間関係	就業生活・技術	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	新規	モロ合																			
新規	総合	13	191	204	1	12	55	33	7	95	3	8	0	56	137	11	100	104	68	14	97	6	20	0	1	133	94	10	40	31	38	11	8	13	31	0	1	12	422	8	23	31
	継続	86	673	759	2	84	168	98	104	323	8	20	38	0	217	488	59	391	368	242	41	321	57	82	8	15	549	284	27	164	160	29	60	79	73	0	1	28	1561	31	79	110
10月	53	187	0	53	34	17	77	48	0	6	5	0	43	110	34	88	104	56	17	44	40	27	0	3	131	54	7	87	56	51	9	17	4	7	0	0	1	424	7	23	30	
11月	13	191	204	1	12	55	33	7	95	3	8	0	56	137	11	100	104	68	14	97	6	20	0	1	133	94	10	40	31	38	11	8	13	31	0	1	12	422	8	23	31	
12月	20	348	368	1	19	79	48	20	180	5	11	25	0	118	241	14	208	160	118	10	180	11	35	8	11	285	136	10	37	73	75	9	35	62	35	0	0	15	715	16	33	49
計	86	673	759	2	84	168	98	104	323	8	20	38	0	217	488	59	391	368	242	41	321	57	82	8	15	549	284	27	164	160	29	60	79	73	0	1	28	1561	31	79	110	

計画相談契約件数2410～25.12
118件(うち終了8件)

相談支援事業所 習志野冷光苑 相談ケースについて

事例1(一般相談から計画相談のケース)

50代男性 重度心身障がい 居宅介護は問題なく利用できているが、近所との関係が悪く、自治会長との話し合いや警察を介しての住民同士の話し合いや警署を介しての住民同士の話し合い、市障がい福祉課との相談、メールのやり取り、本人宅に訪問や来所されたの相談、話し合い等を行った。1か月に訪問2回、来所4回、電話2回、メール4回、関係機関との相談で計14時間以上の支援時間。

事例2(本人(母)とお子さん2人の一般相談ケース)

40代女性 軽度知的障がいの母 子ども3人が発達障害 習志野市への転入に伴う諸手続き、お子さんが登校できていないため、就学援助等、1か月に訪問や同行、支援会議等6日間で11時間以上の支援時間。

事例3(計画相談からのケース)

40代女性 精神障がい 就労移行事業と日中一時事業を利用中。事業所での事や、休日の事など、出来事を報告するメールを1日に最低6回は相談支援専門員に送付し、その都度相談支援専門員が返信。1か月に180回のメールの往復で6時間以上の支援。

表3

障がい者相談支援事業実績(平成25年10月～12月)

旅人の木

(常勤2)

対応方法別	新規	継続	合計	対応方法		年齢	性別	障がい種別						支援内容(複数可)										計画相談																	
				個別	共同			身体障がい	重度心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	その他	福祉サービス利用	障害や病状の理解	健康・医療	不安解消・情緒安定	保健・教育	家族関係・人間関係	家事・生活・技術	就業・労務	社会参加・余暇活動		権利擁護	その他	合計														
10月	12	202	214	1	11	24	34	21	107	0	5	23	0	0	213	1	56	158	0	0	0	214	0	0	74	22	17	190	5	27	10	71	0	1	0	0	0	417	0	7	7
11月	4	210	214	0	4	35	30	13	116	0	1	19	0	0	213	1	64	150	0	0	0	214	0	0	79	11	9	191	11	24	8	46	0	0	0	1	0	380	0	5	5
12月	10	181	191	0	10	21	26	16	98	0	2	28	0	0	189	2	50	141	0	0	0	191	0	0	92	16	11	159	8	28	3	38	0	0	0	0	0	355	0	4	4
計	26	593	619	1	25	80	90	50	321	0	8	70	0	0	615	4	170	449	0	0	0	619	0	0	245	49	37	540	24	79	21	155	0	1	0	1	0	1152	0	16	16

計画相談契約件数2410～2512
40件(うち終了2件)

相談支援事業所旅人の木 相談ケースについて

事例1(福祉サービスを利用している方・サービス利用計画を作成している方でモニタリング月ではないケース)

20代男性 知的障がい、独居。利用サービスは就労継続B型事業所・訪問看護・居宅介護。働きたい希望があるが、納得できないと事業所や病院で暴れて警察を呼ばれたり、自宅内では支援者の前で自傷行為を繰り返している。電話での相談・訪問・他機関との調整などを行っている。
1か月で13回・5時間150分の実質支援時間。

事例2(福祉サービスを利用している方・サービス利用計画を作成している方でモニタリング月のケース)

40代男性 精神障がい、現在独居。25年間精神科入院後、退院してグループホームを利用するが、他利用者への暴力もあり退所となった。今後の生活について、一人暮らしのサポートについて相談。物件見学・引っ越しの調整・新しい通所先の情報提供・見守り・金銭面の相談などを行っている。
1か月で18回・9時間40分の実質支援時間。

事例3(福祉サービスを利用していない方、一般相談ケース)

80代男性 精神障がい、認知症、孤独。過激さが強くあり、ちよとした言葉や表情、音などに強く反応するため、なかなか福祉サービスを利用できない。対人関係を築くことが難しい。ごく限られたスタッフとの交流のみ。生活能力低く、不安も強い。多くの電話相談・訪問での相談・通院同行などを行っている。
1か月で18回・10時間の実質支援時間。

表4

＜相談支援専門員と介護支援専門員の計画作成及びモニタリングに係る報酬比較＞

法律名	金額	積算	備考
<p>障害者総合支援法 相談支援専門員1人あたり、1年間の計画相談支援給付費試算</p> <p>サービス等利用計画作成対象者が30名で、新規5名、更新25名の想定</p>	<p>計画相談支援給付費</p> <p>1,455,000円</p>	<p>サービス利用支援費(作成):16,000円 継続サービス利用支援費(モニタリング):13,000円</p> <p>＜新規＞ 16,000円+(13,000円×5回)=81,000円 81,000円×5人=405,000円</p> <p>＜更新＞ 16,000円+(13,000円×2回)=42,000円 42,000円×25名=1,050,000円</p>	<p>新規はサービス等利用計画を作成し、モニタリングを4月・5月・6月・9月・3月の年5回の場合</p> <p>更新はサービス等利用計画を作成し、モニタリングを9月・3月の年2回の場合</p>
<p>介護保険法 介護支援専門員1人あたり、1年間の居宅介護支援費試算</p> <p>サービス計画書作成対象者が30名で、新規5名、更新25名の想定</p>	<p>居宅介護支援費</p> <p>6,135,000円</p>	<p>サービス計画書新規20,500円 モニタリング:17,500円</p> <p>＜新規＞ 20,500円+(17,500円×11回)=213,000円 213,000円×5人=1,065,000円</p> <p>＜更新＞ 17,500円×12回=210,000円 210,000円×25名=5,250,000円</p>	<p>新規はサービス計画書を作成、モニタリングを毎月実施 ＊新規は以下の4つを合算し20,500円とする。 ①要介護3・4・5…13,000円 ②初回加算…3,000円 ③特定事業所加算Ⅱ…3,000円 ④独居高齢者・認知症高齢者…1,500円</p> <p>更新はモニタリングを毎月実施</p>

介護保険法と障害者総合支援法の計画作成およびモニタリングについて、新規5名、更新5名、更新者25名、計30名を作成した際の報酬額について、標準的な回数・単価を想定した比較を下記に示す。

障害者総合支援法は介護保険法の計画作成費に比べて、モニタリングの回数が少なく、新規・更新ともに介護保険法よりも報酬額が低い。
このことから、同じ30名を作成した場合でも、年間で4分の1程度の報酬しか得られないことが分かる。

【提言 2】

児童の福祉サービスの拡充を図り、柔軟な利用ができるようにする

<提言の背景>

社会資源が豊富で、選択できるほど充足しているとはいえませんが、社会資源が一箇所も利用できず、待機している児童はいません。

しかし、その資源が、

- ・本当に利用者や家族のニーズに合っているのか
- ・必要な方に必要なサービスの質や日数（支給量）がマネジメント出来ているか
- ・緊急時の支援体制ができているか
- ・隠れたニーズを発見出来ているか

などの課題があると考えます。

地域の子どもとして、本来なら活用できる施設やサービス（社会資源）を、提供する側が発達に課題のある児童を想定していなかったり、利用しにくいケースなどもあります。

地域の社会資源の見直しと掘り出しを行う必要があり、発達に課題のある児童に出会う可能性が高い施設等の職員が、子ども達の特性や対応方法等について理解を深め、柔軟な対応ができるようになることで、あらゆる社会資源を、すべての子どもが安心して利用できるようになると考えます。

地域の住民にも、地域の子どもを見守るサポーターとしての役割を担ってもらうことが必要です。

<詳細な内容と理由>

- ・子ども達が地域社会で住みやすく、保護者が子育てしやすい環境を作ることが必要です。
- ・既存の福祉サービス利用状況の検討が必要です。
相談支援事業所と連携のもと（相談支援事業所連絡会含む）、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」の中での課題抽出・調査・分析をし、市と協働して検討する必要があります。
- ・発達に課題のある児童の未来を支えるため、今ある福祉サービス事業所や新規事業所等が新たな事業の立ち上げや、支援の拡大・内容の強化ができるように、行政がバックアップを行っていく仕組みや場が必要です。
- ・家族などの負担軽減や緊急事態に備え、夜間宿泊場所（短期入所、日中一時支援宿泊加算）の対象者の検討や支援先の確保が急務です。
- ・発達に課題のある児童を、地域の子どもとして地域で見守っていけるように、子ども

達の行動特徴や、対応の方法についての啓発活動を実施することが必要です。

- * この提言における児童とは、児童福祉法第四条に定義される満十八歳に満たない者をいう。
- * この提言における福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づくサービス及び児童福祉法に基づくサービスをいう。

【提言 3】

教育と福祉との繋がりを強化する必要がある。
学校、幼稚園、保育所等の機関に福祉サービスや相談支援の利用方法の周知を図っていく必要がある。

<提言の背景>

現在、児童を取り巻く家族形態や福祉サービスが多様化し、教育、福祉、保健分野が、それぞれに本人及びその家族に関わっています。

平成 24 年度の相談支援児童部会で、「ステージ毎での支援体制の確認」「その分野を専門とする方々の講話」を実施したことにより、教育・福祉・保健分野において、その支援体制が整備されていることを確認することができました。

しかし同時に、児童期は法律や組織等の違い、支援体制の継続が出来にくいことにより、それぞれの分野との連携が充分に取られていなかったことも、改めて課題であることを確認しました。

発達に課題のある児童には、教育や福祉といった包括的な支援が必要で、相談支援事業の開始により、各々の分野との連携は少しずつ取れ始めてきています。しかしながら、まだ十分にお互いの良いシステムを活用できていないため、本人及び家族の「望んでいるよりよい生活」には至っていません。

各分野が共通認識のもと、更に充実した連携をもてるように取り組んでいく必要があると考えます。

<詳細な内容>

(連携するための具体的取り組み)

校園長会議、園長会議、所長会、所長園長合同会議、習志野市特別支援教育研究連盟、特別支援教育コーディネーター研修に参加し、

- ・協議会の説明を行います。
- ・福祉サービス利用の方法や相談支援事業の内容を説明します。
- ・児童が利用できる福祉サービスを、分かり易いように工夫した資源マップを渡し、周知を行います。

具体的な方法案 → ・シンボルマークを作る

- ・児童の利用できる福祉サービスにタックシールを貼る
 - ・マーカーで色付けする
 - ・表示方法をわかりやすくする（実線を点線等にする）
- ・各学校、幼稚園、保育所等から具体的なケースをあげてもらい、模擬プラン等を提示することで、その問題検討・解決を各機関と一緒に図っていきます。

<理由>

- ・発達に課題のある児童への支援が、どのような手続きを経て、福祉サービスの利用につながっていくかを知ってもらう必要があります。
- ・学校、幼稚園、保育所等の教職員やコーディネーターに、福祉サービスや相談支援事業といった身近に支え合える仕組みが有ることを知ってもらうために、各機関へ協議会作成の「資源マップ」を渡し、周知する必要があります。
- ・学校の教職員の研修の中で福祉サービスの説明を行うと共に、具体的なケースを出してもらい、模擬プラン等を提示することで実際の相談の流れや福祉サービス利用の手続きを把握して、活用してもらう必要があります。

*この提言における児童とは、児童福祉法第四条に定義される満十八歳に満たない者をいう。

*この提言における福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づくサービス及び児童福祉法に基づくサービスをいう。

【提言 4】

「共生社会」の創造へ向けて、障がい由来するさまざまな働きづらさを抱えた方々の「住み慣れた地域の中で働き・暮らしたい」というニーズに応えていくために、市役所内外における広報・啓発的要素を込めた以下の取り組みを推進して頂くようお願いしたい。

- (1) 官公需の掘り起こし
- (2) 「障がい者職場実習」についての理解の促進と進化
- (3) 市民・民間事業者等へ向けた情報・メッセージの発信

<提言の背景>

障がいのある人が真の意味で「社会的自立」を果たすためには、意思の自立（自己決定）と職業的自立・経済的自立に加え、社会の一員として市民や事業者等に広くその存在が認知されるとともに、彼らが社会の中で担っている役割やその成果に対する理解や共感が得られること（社会的承認）が必要です。他方、当就労支援部会が活動の基本的なテーマとしている「働く」ということの人類的本質は、社会を形成し集団で生活する人間という生物が「互いに助け合い、生き延びてゆく」ために、自らが所有するもの（物品・能力等）を、他者へ向けて差し出す贈与行為の中にあります。ある行為が他者の役に立った時、相手の中に共感や感謝の念が生まれ、それが言葉や別の行為となって返されます（返答）。「社会的承認」とは、こうした贈与と返答の絶えざる積み重ねにより形成されるものであります。

そのように考えた時、障がいのある人が「働く」ことを支援するということのその先には、彼らが「社会的承認」を得て、その結果「社会的自立」を果たすことがゴールの一つとして想定されます。当部会で取り組んでいる広報紙「ならたく」の定期発行についても、そのようなゴールを意識した取り組みの一つとして、障がいのある人が慣れ親しんだ地域の中で、社会の一員として誇りや責任を持ってその人らしく働いている姿を、読者として想定している市内外の事業者イメージしてもらい、興味や理解を促進することを目指して始めたものでした。

しかし、「ならたく」によるアプローチは、<地ならし>的な要素が強いもので、同じく当部会の取り組みである「障がい者の就労に関するアンケート」（平成 24 年 2 月実施）の結果から見えてきた（*）「社会的責務を意識して障がい者雇用に取り組んでいる一部の職場を除けば、民間事業者における障がい者雇用はさほど進んでおらず、全体的にこの方面に対する関心が低い」という、現状を変えるためには、それだけでは不十分であると考えます。（*アンケート発送 2,000 部に対して回収が 206 部と多くはなかったことに加えて、集計の結果、障がい者を「雇用している」と回答した 37 事業所のうち法律上雇用義務がある従業員 56 人以上（当時）の所が 23 ヶ所、業種別では、官公庁が 2 ヶ所／教育機関が 2 ヶ所／医療・福祉施設が 10 ヶ所といった数字からその

ような傾向を読み取りました。)

さらには、市内の障害者就労施設等においても、近隣他市の民間事業者からの仕事の発注に比べて、市内からの発注は必ずしも多くはないという声もあります。

このような状況を変えていくためには、市民や民間事業者から見て、より分かりやすい実績や情報・メッセージを用意した上で、様々な媒体やネットワーク等を駆使し、それらを伝えていく試みが必要です。そのための「分かりやすい実績づくり」と「情報・メッセージの発信」のための手段として、まずは市が率先して障害者就労施設等からの物品調達や、障がいのある人が働く機会の創出を積極的に進め、その取り組みや成果を、様々な広報媒体を活用して市民や市内外の民間事業者等へ積極的にアピールすることで、「障がいのある人が地域社会の中で働く」ことについての社会的な意義や理解の促進、イメージの向上等に繋がっていくことを期待します。それがこの提言をまとめた背景です。

<詳細な内容>

(1) 官公需の掘り起こし

障害者優先調達推進法の精神に則り、各行政機関が、障害者就労施設・在宅就業障がい者・在宅就業支援団体等（以下、障害者就労施設等）への物品・役務の調達を計画的・効果的に行えるよう、以下の取り組みをお願いします。

- ①協議会と連携し、調達の目標金額や対象となる物品・役務の種類、及びその調達先の分類等を明記した年度ごとの「調達方針」や、調達方針に基づいた、具体的な調達推進のための年間計画（仮スケジュール）を立てること。
- ②それにあたっては、「市内の障害者就労施設等が、どのような種類の仕事を、どの程度の量や納期であれば引き受けることが可能なのか？」という、請ける側のニーズや力量を正確に把握することが必要で、そのための取組は以下のとおりです。
⇒共通のフォーマットによる資料の作成を、市内(外)の障害者就労施設等へ依頼し、回答結果を冊子やデータベース等に集約し、市の各部署が必要な時に、いつでも閲覧・アクセスできるような環境を整えること。
- ③各部署の責任者（担当者）と、官公需の受注に興味のある障害者就労施設等の担当者が一堂に会し、互いに顔を合わせての「プレゼンテーション」「意見交換」「商談」等を行う機会を設けること。

(2) 「障がい者職場実習」についての理解の促進と進化

3年前より障がい福祉課内にて始まった本実習の取り組みについて、各部署へ広く周知することを通じて、市職員全体の障がい者やその就労支援についての理解の促進を図ることを提案します。

将来的に、受け入れ先部署や実習対象者の拡大(*)を図ることも検討課題とし、実習における振り返りに際しては、実習対象者本人の課題点だけでなく、部署内環境や業

務の切り出し方、仕事の割り振り方法、実習中の市職員らの本人とのかかわり方（キーパーソンの設定や周囲の理解・協力など）における課題点を整理し、この取り組みにおける〈経験〉の蓄積を図ると共に、就労支援部会へも会議等を通じて、情報共有や意見聴取を求めるようにしてください。（*一例として、特別支援学校等に在籍している市内の生徒で、一般就労を希望している人についても対象に含める、など。）

（３）市民・民間事業所等へ向けた情報・メッセージの発信

上記（１）（２）に関連して実施した取り組みを、各種媒体により継続的に発信することについて検討してください。以下は媒体の例です。

- ① 市のホームページ等の電子媒体
- ② 「広報習志野」（習志野市）
- ③ 「商工習志野」（習志野商工会議所）等の機関紙
- ④ 町会の回覧板
- ⑤ その他メディア

市として市民や市内外の民間事業者等へ向けて継続的に情報発信することで、市としての積極姿勢を打ち出し、障がいのある方々が「働く」ことを力強く支援しているということを周知することによって、市民や民間事業者の意識レベルの向上を目指します。

市が率先して情報・メッセージを発信することにより、民間事業者における障がい者雇用の促進や、障害者就労施設等への仕事の発注において要となる人事・管理部門のトップ、組織の代表者に対して、力強くアピールすることで、理解を得やすくなることが期待されます。

おわりに

このたび、習志野市障がい者自立支援協議会から、このような提言の機会を頂いたことに感謝申し上げます。

これまでの協議会の活動を振り返ると、委員個々の熱い思いによって支えられてきた面も非常に多かったかと思えます。今後は協議会の活動をより多くの“かたち”（結果）に繋げていくためにも、組織的に精度を追求した協議や習志野市との連携、協力体制の強化等が不可欠と考えております。

この提言を一つの機会として、一人でも多くの市民、及び市職員の方の目に触れ、市内の障がいのある人の地域生活における課題の把握と、障がい者自立支援協議会の活動の理解に繋げてほしいと願うと共に、この提言書が、今後の習志野市の障がい者施策を考える上での重要な位置づけになることを期待し、提言を終わりとさせていただきます。